

学校いじめ防止基本方針

大分県立臼杵支援学校

1 いじめ防止に関する基本的な方向、取り決めについて

いじめは児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長と人格形成へ重大な影響を与え、児童生徒の一生を左右する危険性をはらんでいる。また、生命や身体の重大な危険を被るおそれがあることを我々は強く認識すべきである。

現在、児童生徒が安心して学習したり、その他の活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わずいじめが行われない取り組みが求められている。いじめは、まちがっている、人として許されないことであるというメッセージを当事者に真剣に伝え、毅然とした態度で対応することが大切である。しかし、対症療法的だけではいじめを完全に解決することはできない。いじめを未然に防止するために有効な教育活動に取り組むことも必要である。そのためには児童生徒一人ひとりが相互に信頼関係を築ける授業づくり、学級集団・学習集団づくりとともに児童生徒が集団の一員としての自覚をもち、ストレスにとらわれず互いに認め合う学校・学級の風土をつくるよう教員集団の組織的な働きかけが必要となる。本校では今後、組織としていじめ問題に対応するため、以下の通り対策を立てることとする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

・「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 【文部科学省ホームページより】

・「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

【いじめ防止対策推進法より】

(2) いじめに対する基本的な考え方

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」

(1996年1月30日 文部科学大臣「緊急アピール」)

- ・ 一部の問題を抱えた子どもだけが関わる問題ではない。
- ・ 誰でも被害者にはもちろんのこと、加害者にもなりうる。
- ・ 同じような頻度で毎回発生していたとしたとしてもそこに関わった子どもは大きく入れ替わっている。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応に関して

(1) 基本方針

①特定の教員で抱え込まない仕組みづくり

いじめの判断は組織的に行うことが必要。教職員は些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。

②具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等の実施。

(2) 日常の指導体制の見直し及び防止のための手立て

◇学習指導の充実

- ・児童生徒一人ひとりが相互に信頼関係を築け、自己充実感を感じられる授業
- ・学習内容がわかり、意欲的に取り組むことなどで達成感が得られる授業

◇特別活動・道徳教育・人権教育の充実

- ・児童生徒が集団の一員としての自覚をもてるクラス・学年・学部経営
- ・ボランティア活動の充実
- ・講演会や道徳教育、人権教育の充実
- ・情報モラル教育の充実

◇児童生徒・保護者と教員集団の相互の信頼感

- ・児童生徒と教職員の相互の信頼関係構築
- ・教職員間の児童生徒に関する情報共有
- ・保護者との連携

◇研修及び体制の整備

- ・早期発見の手立て
- ・早期解決のため発生時の指導体制及びマニュアルづくり
- ・発達の特徴といじめの特徴や各発達段階における指導上の留意点
- ・携帯電話やスマートフォン（インターネット）を通したいじめへの対応
- ・専門機関との連携
- ・相談機関の周知

(3) いじめ防止の組織体制

いじめ対策委員会について

①メンバー：管理職、生徒指導主任、学部主事、学年主任、教育相談主任、学級担任、養護教諭、関係教諭などを中心に構成 必要に応じ外部機関

②活動内容：学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
年間指導計画の作成
校内研修会の企画・立案・調整
調査実施及び結果・報告等の情報の整理、分析
いじめが疑われる案件の事実確認、判断
配慮を必要とする児童生徒への支援
県教育委員会への報告及び調整

通常時

事件発生時

4 防止の措置について

(1) いじめ防止の基本的な考え方

教師が、子どもが発するサインを見過ごしたり、他の子どもからの訴えを軽く聞き流してしまったりして、問題を深刻にさせてしまうことがある。教師には、日頃から子どもたちとの信頼関係をしっかりと築き、カウンセリングマインドを持って子どもたちに接することが求められる。サインに気づいた時点で、報告・連絡・相談をし、学校がチームとして動くことが重要である。子どもたちや保護者の気持ちに十分配慮しながら、早急に多方向から情報を集め、実態把握をしていくことが大切である。

いじめの事実が認められたら、まず、いじめられている子どもを守ることが第一である。いじめられている子どもの気持ちをしっかりと聴き、いじめられたつらさや悔しさを十分に受けとめることを大切にする。その際、対応を急ぐあまりに、肝心の子どもの気持ちが置き去りにされてしまわないように注意することも大切である。そして、いじめられている子が、学級の中で安心して過ごせるように配慮したり、登下校の安全に配慮したりして、必要なときには関係機関とも連携し、心理的ケアを十分に行えるようにする。いじめられている子どもをしっかりと守りながら、学校体制としてどういう対応をしていくのか、全教職員で共通理解していく。

いじめている子ども、学級全体に対しては、いじめ行為は、まちがっている、人として許されないことであるというメッセージを真剣に伝え、毅然とした態度で対応していくことが重要である。対応が不適切であると、子どもが大人への不信感を増したり、話さなくなったり、追いつめられたり、いじめがより深刻になったり、潜伏したりする危険性をはらんでいる。学校は、いじめられている子どもを徹底して守る、いじめに対してしっかりと取り組んでいくという強い姿勢を子どもたちや保護者や地域に示していくことが重要である。教師がしっかりと関わることでいじめが解決したという事例がたくさんあり、その実例から学ぶことも大切である。また、いじめている子どもには、その子自身がいろいろなストレスを抱えていることも多いので、いじめ行為に対してはしっかりと指導をした上で、その子自身の課題を解決していくために継続して一緒に考えていくことが大切である。

また、いじめのきっかけはどこにでもある些細なトラブルであり、完全になくすことは不可能である。どこでも、誰にでも起こる可能性があるという認識にたつ必要がある。そのため早期発見、早期解決が重要である。

(2) いじめ早期発見のための手立て

いじめられているとき、子どもの心は抑圧され、体や行動などに何らかの症状が現れる。中学生くらいになると内面に閉じこめやすくなるので見えにくくなるが、必ず何らかの変化は起こっているはずである。身近な大人が子どものわずかなサインに気がつき、その背後に何があるのかをていねいに見ていくことがとても重要である。日頃から親と子のふれあい、教師と子どもとのふれあいを大切にしていくことで、見えにくいサインに気づくこともあるので、日頃の関わり方が重要となる。

また、本校の児童生徒は小学校、中学校時代にいじめられた経験がある生徒も多く、そのトラウマを抱えて生活している。そのため、調査等に関しても一律ではなく、児童生徒の実態に応じた対応が必要となる。早期発見の手段として、観察、情報収集、アンケート調査、個別面談などが重要となる。

早期発見の考えられる例

- ・ 児童生徒との面接
- ・ 保護者からの連絡
- ・ アンケート調査 など
- ・ クラスメートや他の教員からの報告
- ・ 日記や連絡帳

(3) いじめに対する処置

カウンセリングマインド：一人ひとりの子どもの気持ちや考え方を尊重し、理解し、大切にしようとする心や姿勢でのぞむ。

- ・ 何らかのサインに気づいたときには、早急に実態把握を行う。
- ・ いじめられている子どもを守る。
- ・ 「いじめは、絶対に許さない！」という担任や学校の姿勢を伝える。
- ・ 被害者、加害者だけでなく傍観者などの指導も考える。

(4) いじめの対応～具体的な支援～ 児童生徒への対応

	被害児童生徒への支援	加害児童生徒への指導	友人・知人（観衆・傍観者）への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと ・ プライバシーの保護に十分配慮すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめは決して許されない行為であること ・ いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・ 自分の行為が重大な結果に繋がったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた側の心の痛みを配慮すること ・ いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと ・ プライバシーの保護
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体の被害状況（負傷している場合、病院での診療状況） ・ 金品の被害状況 ・ 警察への被害申告の意思 ・ カウンセリングの必要性 ・ 適応指導教室での対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセリングの必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセリングの必要性
留意すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再発や潜在化 ・ PTSDによる自殺危険度のアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者の心理的背景 ・ 加害者が被害者になること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観衆、傍観者も加害者になること

(5) いじめられている児童生徒の出すサイン 【チェック・リスト】

【学校】

- 休み時間や給食の時などに一人でいたり今までと違ったグループに入っていたりする。
- 無口になり、表情がさえない。
- 原因の分からない傷や打撲のあとがある。
- 服、持ち物などが不自然に汚れている。ノート・教科書に落書きがある。
- 忘れ物が多い。(とられたり隠されたりしているが、そのことを言えない)
- はっきりしない理由で欠席、遅刻、早退をする。
- 保健室に出入りしたり、教師に何か言いたそうに職員室のあたりをうろうろしたりすることが多い。
- クラス委員や係、当番などをさせられている。
- 授業中に発言したときなど、周囲がひやかしたり、冷たく反応したりする。
- 罰ゲーム、プロレスごっここと称して、何かをさせられたり技をかけられたりしている。

【家庭】

- 頭痛、腹痛等を訴え、学校に行きたがらない。(特に曜日は決まっていない)
- 元気がなかったり、イライラしたりすることが多く、投げやりな様子がある。
- チック、睡眠の異常(うなされる、寝付けないなど) こだわり行動が始まる。
- 原因のわからない傷や打撲のあとがある。
- 服などが不自然に汚れていたり、破れたりしている。
- 学校や友達の話をも急にしなくなった。
- 何かに悩んで困っているようなのに、理由を言わない。
- 小さい子どもや小動物などに対し、攻撃的、暴力的な行動をとる。
- 持ち物を頻繁になくしてくる。
- お金を頻繁にねだる。家のお金がなくなる。

(注) 上記のようなサインが見られたからといって、必ずしもいじめがあるとは限らない。

5 重大事態への対応

重大事態とは

- ① 児童生徒が自殺を意図するなど生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある場合。
 - ② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合。
(年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合など)
- ※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合。

※ その際は学校の設置者(県教委)に報告し、指示を仰ぎながら対応する。
また、外部機関と相談しながら対応することも考慮する。

6 重大事態への対応

重大事態とは

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

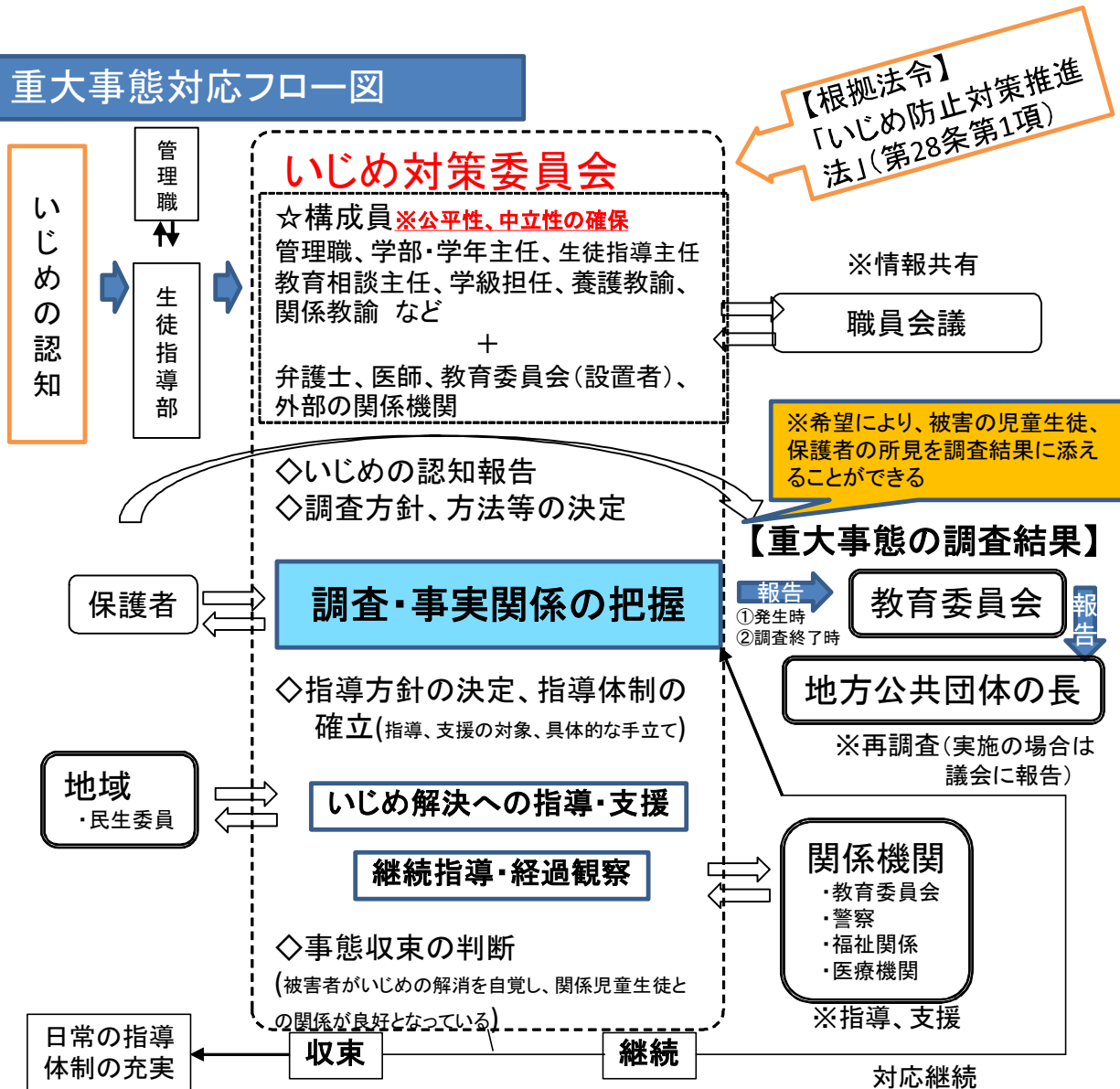
- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

○ 年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

重大事態対応フロー図



7 いじめ防止対応組織(「いじめ問題対応マニュアル」から)

いじめ対策の基本

- 1 早期発見・早期対応
 - いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。
- 2 組織的な対応
 - いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取組を徹底して進めること。
- 3 関係機関との連携
 - ケースによって、学校だけの指導に固執せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制のもとで指導・対応にあたること。

